_abor-management.net News

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決!



Vol.153

弁護士 向井 蘭杜若経営法律事務所

★最高裁判決と同一労働同一賃金ガイドラインとの相違点

1 同一労働同一賃金ガイドラインと異なる最高裁判決内容

令和2年10月13日、同15日に言い渡された最高裁判決(メトロコマース事件、 大阪医科薬科大学事件、日本郵便事件 以下単に併せて「本件最高裁判決」と言います)を読み、本件最高裁判決の内容が、いわゆる同一労働同一賃金ガイドライン(平成30年厚生労働省告示第430号 以下「ガイドライン」と言います)と異なる部分が結構あり、驚きました。

これまでガイドラインを基に日本版同一 労働同一賃金の対応を進める必要があると 言われてきましたが、必ずしもガイドライ ンに従う必要がない部分も出てきました。

2 ガイドラインと最高裁判決の関係

そもそもガイドラインは、厚生労働省告示であり国民に対するお知らせに過ぎず、 法的拘束力を持ちません。最高裁判決は、 事実上全国の裁判所がこの判決内容を基に 判決を下すようになりますので、事実上の 法的拘束力があります。

今後ガイドラインも最高裁判決の内容に 従って改訂される可能性があります。現実 に長沢運輸事件最高裁判決の後、ガイドラ イン案の内容が変わり、現在のガイドライ ンは長沢運輸事件最高裁判決を前提にした 内容に改訂されました。

3 本件最高裁判決は改正パート・有期法 施行後の事案には適用されないのか?

「本件最高裁判決は労働契約法第20条に関する判決であり、今年の4月1日から施行されたパート・有期法第8条に関する判決ではないので、今後適用されない」との意見もありますが、私はそうは思いません。労働契約法第20条は廃止されますが、それを受け継ぐのがパート・有期法第8条であり、本件最高裁判決は改正パート・有期法を意識しており、パート・有期法を意識しており、パート・有期法を行後の事案にも適用されます。

4 本件最高裁判決と同一労働同一賃金ガイドラインが異なる部分

(1) 賞与について有為人材論を採用(ガイドラインは有為人材論を否定)

ガイドラインには「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象

労務ネットニュース(令和2年10月発行)

Labor-management.net News Vol.153

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決!

的な説明では足りず」との記載があります。私も「そんなもんかなあ」と思っていましたが、今回の最高裁判決では「正職員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るなどの目的から、正職員に対して賞与を支給することとしたものといえる」と判断しました。これはいわゆる有為人材論というもので、ガイドラインはこのような説明手法を否定していましたが、最高裁は採用しました。最高裁判決はガイドラインを半ば公然と否定したのでは無いかと驚きました。

(2) 賞与についてのガイドラインの考え 方を否定 (ガイドラインは賞与の性質によ ってはパート・有期にも何らか賞与を支払 うべきとの考え)

ガイドラインは問題となる例として 「賞与について、会社の業績等への労働 者の貢献に応じて支給しているA社におい ては、通常の労働者には職務の内容や会社 の業績等への貢献等にかかわらず全員に何 らかの賞与を支給しているが、短時間・有 期雇用労働者には支給していない。」を挙 げていました。これはまさしく今回の大阪 医科薬科大学事件最高裁判決に当てはまる ものでした。大阪医科薬科大学は業績や個 人の勤務成績にかかわらず一定の月数の賞 与を正社員に支払い、アルバイト職員には 支払っていなかったからです。結果はご存 じのとおり、アルバイトへの賞与不支給も 不合理では無いと判断しました。これにつ いても最高裁判決はガイドラインを半ば公然と否定したのでは無いかと驚きました。

(3) すべての正社員と比較する必要は無い(ガイドラインは全区分の正社員との比較を要求)

ガイドラインは「短時間・有期雇用労働 法第8条及び第9条並びに労働者派遣法第 30条の3及び第30条の4の規定は、雇用 管理区分が複数ある場合であっても、通常 の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用労 働者及び派遣労働者との間の不合理と認め られる待遇の相違の解消等を求めるもので ある。」と記載し、全ての正社員との比較 を要求しています。しかし、本件最高裁判 決は「第1審原告らにより比較の対象とさ れた」との記載を用い、一審原告が選択し た正社員とのみ比較し、全ての正社員との 比較を行っておりません。この点も本件最 高裁判決とガイドラインの相違点です。

実務上、全ての正社員と比較するのは困難であり、今後は最高裁判決の考え方を基に比較していくことになると思います。そのため、会社は今後、従業員が選択するであろう、比較的職務内容や範囲が近い正社員との比較を行うことになります。

(4) 福利厚生的な休暇や手当であっても 職務の内容等を検討している(ガイドラインは職務の内容等は関係が無いとの立場)

大阪医科薬科大学事件最高裁判決は私傷 病による欠勤中の賃金をアルバイト職員に 労務ネットニュース(令和2年10月発行)

_abor-management.net News Vol.153

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決!

支払わないことが不合理であるか否かを検 討しましたが、その過程において正社員と アルバイト職員との職務の内容等を検討し ています。実はこの点もガイドラインと異 なる点です。

ガイドラインでは福利厚生的な休暇や手 当について正社員とパート・有期との職務 の内容等の違いを問題として来ませんでし た。言わば「福利厚生的な休暇や手当は無 条件である程度パート・有期にも認めなさ い」というものでしたが、裁判所はガイド ラインとは異なる判断手法を採用していま す。正社員とパート・有期が、全く仕事の 内容や責任、異動範囲や転勤の有無で異な る場合においても、無条件に全てのパー ト・有期にある程度休暇や手当を認めるべ きであるというガイドラインの考えは無理 があると最高裁は判断したのかもしれませ ん。

(5) 病気休暇等について相応の継続雇用 が見込まれているかを基準に入れている (ガイドラインには無い)

日本郵便事件最高裁判決や大阪医科薬科 大学事件最高裁判決では、病気休暇につい て、相応に継続的な勤務が見込まれるかを 判断基準に入れていますが、ガイドライン にはこのようなものはありません(ガイド ラインは病気休職について記載)。

「短時間労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)には、通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。

また、有期雇用労働者にも、労働契約が終 了するまでの期間を踏まえて、病気休職の 取得を認めなければならない。」

ガイドラインの上記記載は原則として全てのパート・有期に病気休職制度を導入するべきであると記載していますが、短期で辞めるかもしれないパート・有期に病気休職制度を導入しなければならないという考えは無理があると最高裁は判断したのかもしれません。

5 まとめ

今後はガイドラインのみならず最高裁判 決に従って日本版同一労働同一賃金につい て検討をすることになります。ますますや やこしくなりますが仕方ありません。極論 を言えば最高裁判決などは無視して、働き 方に関わらず、職務を分析し、数値化し て、同じ物差しで評価して給料を決めれば よいと思うのですが、一部の大企業を除い て労使ともにそのような問題に取り組む気 配が無いところは少し残念です。

お気軽にご相談下さい

 $(10:00\sim17:00)$

杜若経営法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982